



**OSAKA女性活躍推進月間
女性のための特設電話相談**

毎週水曜日(第5週・祝日除く)に実施している女性のための電話相談をOSAKA女性活躍推進月間である9月にも行います。着信番号は表示されませんし、名前を伺うこともありません。もちろん秘密は固く守られます。安心して相談してください。

日時 9月27日(土) 午前10時～正午、午後1時～3時

相談専用ダイヤル

(☎469・7402)

問合先 人権推進課

※相談無料。通話料は本人負担

人権を考える映画会

日時 9月27日(土) 午後2時～

(開場:午後1時30分)

場所 レイクアルスタンプラ

ザ・カワサキ生涯学習センター

内容 「獄友」(監督:金 聖雄・

2018年)

定員 100人(先着順)

申込・問合先 電話またはeメールで人権推進課(☎429・

9197 eメール:jinken@city.zumisanu.lg.jp)へ

※入場無料。定員に達しない場合は当日入場も可

稲刈り体験・見学会

秋晴れの下、親子で稲刈り体験してみませんか。

日時 10月9日(休)

午前11時～正午

場所 下瓦屋南ほ場整備地区の

田んぼ(下瓦屋青少年広場西側)

対象 就学前の子どもと保護者

申込・問合先 10月3日(金)までに氏名・連絡先を電話、FA

で下瓦屋地域協議会(☎0

90・8828・9878 Fax 4

63・2147)へ

※参加無料。服装・靴は汚れてもよいもので



**定期購入「返品」だけでは
解約になりません**

い。(70歳代)
【ポイントアドバイス】
●低価格やお試しなどを強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
●自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
●インターネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。



▲イラスト:黒崎 玄

【事例1】インターネット広告で見たサプリメントを注文した。1回だけのお試しのつもりだったのに、2回目が届いたので送り返した。すると、請求書だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか。(70歳代)
【事例2】SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない

参考: (独)国民生活センター「見守り新鮮情報第513号」
困った時は、消費生活センターにご相談ください。